

岡山空港 2・第 3・第 4 駐車場管理規程

(趣旨)

第 1 条 岡山空港第 2 駐車場、同第 3 駐車場及び同第 4 駐車場（以下、総称して「駐車場」という。）の管理及び利用に関する事項は、この規程による。

2 この規程は、駐車場内に掲示して駐車場利用者（同乗者も含む。以下「利用者」という。）の用に供する。

(管理者)

第 2 条 駐車場の管理は次の者が行う。

(1) 管理者名称 岡山県岡山空港管理事務所 所長

(2) 所在地 岡山市北区日応寺 1 2 7 7 番地

(規程の遵守)

第 3 条 利用者は、この規程を遵守しなければならない

(駐車料金)

第 4 条 駐車料金は、無料とする。

(供用時間及び長期駐車の届出)

第 5 条 駐車場の供用時間は 2 4 時間とする。ただし、車両の入場は第 2・第 3 駐車場においては午前 5 時 0 0 分から午後 1 0 時 3 0 分まで、第 4 駐車場においては午前 5 時 3 0 分から午後 1 1 時 0 0 分までとする。

2 利用者は、連続して 1 4 日以上駐車する場合には、管理者へ届け出なければならない。

(供用休止)

第 6 条 駐車場管理者（以下「管理者」という。）は、次の場合には、駐車場の全部又は一部について、供用休止、車路の通行止及び車両の退避を行うことができる。

(1) 自然災害、火災、浸水、爆発、施設又は器物の損壊、その他これらに準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合

(2) 保安上供用の継続が適当でないと認められる場合

(3) 工事、清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合

(4) その他管理者がやむを得ないと認める場合

(駐車車両の種類)

第 7 条 駐車できる車両は、道路交通法第 2 条第 1 項第 9 号の自動車とする。ただし、大型特殊自動車、大型自動二輪車（側車付きも含む。）、普通自動二輪車（側車付きも含む。）及び小型特殊自動車を除く。

(駐車を禁止する車両)

第 8 条 次の各号に該当する車両は、駐車を禁止する。ただし、工事車両等管理者が必要と認める車両についてはこの限りではない。

(1) 無登録車、車検切れ車等、一般道路を走行することが禁じられている車両

(2) 自動車登録番号に覆いがされ、又は取り外されている車両

(3) 自動車登録番号の変更があるにも関わらず、変更登録手続きが済んでいない車両

(4) 仮登録中である車両等、車体の特定が困難な車両

(5) 付属装置物又は積載物があり、接触により駐車場内の設備又は他の車両の損傷を発生させるおそれのある車両

- (6) 危険物、有害汚染物質その他安全若しくは衛生を害するおそれがある物又は悪臭発生若しくは液汁漏出の原因となる物を積載した車両
- (7) 自動二輪車、原付自転車、足踏み自転車、小型特殊自動車、サイドカー、三輪車、バギーなどと呼称される車両

(入場及び駐車位置)

第9条 利用者は入場後、駐車枠内又は管理者が指示した場所へ駐車しなければならない。

- 2 管理者は、駐車場の警備又は安全管理上必要な場合は、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

(車両の通行)

第10条 利用者は、駐車場内での車両通行について、道路交通関係法令等及び次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 場内は、時速8キロメートル以下で徐行し、歩行者等の安全を確保すること。
- (2) 追い越しをしないこと。
- (3) 出場する車両の通行を優先すること。
- (4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- (5) 標識の表示又は係員の指示に従うこと。

(遵守事項)

第11条 利用者及びその関係者は、駐車場の利用に関し、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 車両内に貴重品を置いたまま車両から離れないこと。
- (2) 駐車中はエンジンを必ず停止し、車両から離れる場合は窓を閉め扉及びトランクを施錠して盗難防止に努めること。
- (3) 指定された駐車スペースに駐車し、それ以外の場所に駐車しないこと。
- (4) 駐車中の車内に乳幼児を残したまま車両から離れないこと。
- (5) 駐車中の車両に動物を放置しないこと。
- (6) 駐車場内で喫煙及び火気を使用しないこと。
- (7) 大音響でのカーステレオ、乱暴なドアの開閉、夜間・早朝の大きな話し声等、近隣の迷惑になる行為等をしないこと。
- (8) 駐車場内において宿泊しないこと。
- (9) 駐車場内の施設、器物、他の車両及びその取付物等に損傷を与えないこと。
- (10) 駐車場内を清潔に使用し、ビン、缶、紙屑、ボロ切れ、吸殻、雑誌及び粗大ゴミ等を捨てないこと。
- (11) 駐車場内では、営業、宣伝、募金及び署名活動等の行為はしないこと。
- (12) その他業務又は他の利用者に迷惑となる行為をしないこと。

(交通事故等の届出)

第12条 利用者は、次の各号に掲げる場合には、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

- (1) 駐車場で交通事故を引き起こした場合又は交通事故を目撃した場合
- (2) 駐車場の施設若しくは器物若しくは他の車両、その積載物若しくは取付物を滅失、き損若しくは汚損した場合又は目撃した場合
- (3) 駐車場の車両、その車両の積載物又は取付物に異常を発見した場合

(管理者の損害賠償)

第13条 管理者は、車両の保管にあたり、第14条の規定による場合及び善良な管理者としての注意を怠らなかった場合を除き、車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償する責を負う。

(免責事由)

第14条 管理者は、次に定めるものの外、駐車場内における車両の盗難、紛失若しくはき損、他の利用者若しくはその他の者の行為に起因して生じた被害、駐車場内に存在する車両若しくはその付属品若しくは積載物に起因して生じた被害又はその他駐車場で発生した管理者の責に帰さない事由に起因して生じた損害について、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

- (1) 出場遅延等の損害
- (2) エアロパーツを装着した車両で入場したうえ、エアロパーツが駐車場内の設備に接触等したことによる損害
- (3) 第6条の規定による措置による損害
- (4) 第8条に規定する車両を駐車したことに伴う損害
- (5) 第9条第2項の規定による措置による損害
- (6) 第10条の規定に違反して走行したことによる損害
- (7) 利用者の自己過失による損害
- (8) 台風・風水害・地震・火災・落雷等、自然災害その他不可抗力による損害
- (9) 無断駐車又は他の車両等に入場若しくは出場を妨げられたことによる待機時間・機会損失等により生じた損害
- (10) 利用者間のトラブルや第三者とのトラブルにより生じた損害
- (11) 管理者の責によらない事由による出場不能により生じた損害

(車両の積載物又は取付物に関する免責)

第15条 管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については、賠償の責を負わない。

(利用者の賠償責任)

第16条 利用者が本規程若しくは駐車場内に掲出された注意事項等に違反した場合又は故意若しくは過失により駐車場の設備若しくは機器を破損した場合は、それにより管理者が被った損害に対し利用者は賠償しなければならない。

(放置車両の処分)

第17条 管理者は、第5条第2項による届出が行われない車両又は届出があってもその期間を経過するも引き取りがない車両及び駐車区画外への駐車車両については、「岡山県快適な環境の確保に関する条例」(平成13年12月21日岡山県条例第74号)に基づき放置車両の処分を行うことができる。

(この規程に定めない事項)

第18条 この規程に定めない事項については、法令の規定に従って処理するものとする。

附則

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

附則

この規程は、令和7年3月1日から施行する。